

平成30年第1回笠松町議会臨時会会議録

平成30年4月2日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本臨時会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	2番	古 田 聖 人
新 議 長	3番	尾 関 俊 治
副 議 長	4番	川 島 功 士
新副議長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設水道部長	田中幸治
教育文化部長	足立篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波哲也
総務課長	佐々木正道
企画課長	山内明
教育文化課長	天野富三

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩敬康
書記	中野妙子

1. 議事日程（第1号）

平成30年4月2日（月曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第30号議案 笠松町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例を廃止する条例について
- 日程第5 第31号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第1号）について
- 追加日程 第32号議案 笠松町議会議長辞職許可について
- 追加日程 第1号選挙 笠松町議会議長選挙について
- 追加日程 第33号議案 笠松町議会副議長辞職許可について
- 追加日程 第2号選挙 笠松町議会副議長選挙について
- 追加日程 第3号選挙 羽島郡広域連合議会議員選挙について
- 追加日程 第4号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員選挙について
- 追加日程 第5号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙について
- 追加日程 第1号選任 笠松町議会常任委員会委員の選任について
- 追加日程 第2号選任 笠松町議会議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程 第3号選任 笠松町交通対策特別委員会委員の選任について
- 追加日程 第4号選任 笠松町公共施設整備調査特別委員会委員の選任について
- 追加日程 閉会中の継続調査申し出について

開会 午前10時00分

○議長（古田聖人君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成30年第1回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（古田聖人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

5番 田島清美議員

7番 岡田文雄議員

日程第2 会期の決定について

○議長（古田聖人君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（古田聖人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より平成30年2月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、羽島郡町村議会議長会の会長が4月1日付をもって岐南町議会議長にかわりました。

なお、副会長につきましては、笠松町の議会議長であります。以上です。

日程第4 第30号議案及び日程第5 第31号議案について

○議長（古田聖人君） 日程第4、第30号議案及び日程第5、第31号議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、本日提出させていただきました案件は、笠松町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例を廃止する条例1件と平成30年度笠松町一般会計補正予算（第1号）1件の計2件であります。

詳細につきましては、副町長より説明をいたさせますので、御協議を賜り、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（古田聖人君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

第30号議案 笠松町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例を廃止する条例についてであります。

この技能労務職員の給与につきましては、平成19年に総務省のほうから、同じ職種の民間給与との均衡に留意し、民間の担える業務は民間委託を推進するよう要請があった背景がある中ではありますが、笠松町では、火葬等の特殊業務に従事する職員を継続して雇用する必要があることから、この要請を保留してまいりましたが、平成30年度からは技能労務職の雇用がなくなり、今後採用も想定していないこと、またその職務の性格や内容を考慮した結果、単純労務職を廃止する所要の規定整備を行うものであります。

この条例を廃止することのほか、附則の第2項で、笠松町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の中で、単純労務職員に係る字句を削除するもの、それから附則の第3項では、笠松町職員等の旅費に関する条例の規定中、単純労務職員に係る字句を削除するものであります。

施行期日は、公布の日であります。

続きまして、3ページの第31号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

600万円を増額補正させていただきます。

内容は、第9款の教育費の第1項 教育総務費、第1目 教育総務費の中の委託料でございますが、今年度も株式会社光製作所からいただける寄附を活用し、笠松町内の小・中学校の生徒から、光文庫図書を読んで書いた読書感想文を募集し、毎月優秀作品をラジオ番組で放送するとともに、年度末には、さらにその中から優秀作品を選定してテレビ番組で表彰するという事業を実施することに伴い、この株式会社岐阜放送に番組の制作及び放送業務を委託するため、委託料を600万円増額するものであります。

第1回定例会終了後、3月28日に御寄附の意向を会社のほうからいただき、4月早々に事業を開始したいことから、年度初めの日からの提案となりましたので、御理解賜りたいと思いま

す。

第1、第2、第3土曜日がラジオの放送日で、第1土曜が小学校低学年、第2土曜が高学年、そして第3土曜が中学校の部となっております。テレビ番組は、来年の3月の予定であります。

財源につきましては、全て光製作所からの寄附金を充てるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（古田聖人君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第30号議案 笠松町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例を廃止する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

第31号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（川島功士君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

ただいま古田聖人議長から議長の辞職願が提出されましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） 辞職願。今般、都合により笠松町議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可されたく願います。平成30年4月2日、笠松町議会議長 古田聖人。笠松町議会副議長 川島功士様。

○副議長（川島功士君） お諮りいたします。この際、笠松町議会議長辞職許可についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会議長辞職許可についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付させます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

追加日程 第32号議案について

○副議長（川島功士君） 第32号議案 笠松町議会議長辞職許可についてを議題といたします。

古田聖人議長は退席願います。

〔議長 古田聖人君退場〕

本件については、質疑、討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第32号議案は原案のとおり許可されました。

古田聖人前議長の入場を許します。

〔2番 古田聖人君入場・着席〕

辞職許可については可決されました。

前議長、挨拶をお願いいたします。

○2番（古田聖人君） 1年間にわたり御愛顧いただき、まことにありがとうございます。

きょうから貴乃花のように一兵卒に戻って、議長席では言えなかったこと、お尋ねできなかったことを積極的に聞きしたいと思っておりますので、何とぞ変わらぬ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げまして、退任のお礼の御挨拶とさせていただきたいと思っております。まことにありがとうございました。

○副議長（川島功士君） ただいま議長が欠けております。

お諮りいたします。この際、笠松町議会議長選挙についてを日程に追加いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会議長選挙についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付させます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

追加日程 第1号選挙について

○副議長（川島功士君） 第1号選挙 笠松町議会議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙は、投票あるいは指名推選のいずれの方法により行うことといたしましょうか。

〔「投票」の声あり〕

投票にとの発言がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

[点呼・投票]

投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

[投票箱閉鎖]

これより開票を行います。

会議規則第73条第2項の規定により、立会人に1番 竹中光重議員、5番 田島清美議員の2名を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、両議員の立ち会いを願います。

[開 票]

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち有効投票10票。

有効投票中、尾関俊治議員10票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2.5票であります。よって、尾関俊治議員が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

ただいま議長に当選されました尾関俊治議員が議長におられますので、本席から、会議規則第74条の規定により告知をいたします。

なお、ここで当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○議会事務局長（平岩敬康君） 笠松町議会議長当選人、氏名、尾関俊治、住所、羽島郡笠松町

桜町75番地、生年月日、昭和45年10月20日。

○副議長（川島功士君） 新議長、御挨拶をお願いします。

○新議長（尾関俊治君） 本日は、私を議長に御推挙いただき、まことにありがとうございます。

この議長という重責に身の引き締まる思いであります。当然ですけれども、議長という職は初めてでございます。ですけれども、我々の議員団、ほぼ議長経験者でございます。先輩方のアドバイスを聞きながら、また執行部と良い関係を保ちつつ、笠松町の安心・安全、笠松町の発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますけれども、議長の挨拶とさせていただきます。

○副議長（川島功士君） 尾関俊治議長、議長席にお着き願います。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（尾関俊治君） この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

ただいま川島功士副議長から副議長の辞職願が提出されましたので、事務局をして朗読させます。

○議会事務局長（平岩敬康君） 辞職願。今般、都合により笠松町議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第180条の規定により許可されたく願い出ます。平成30年4月2日、笠松町議会副議長 川島功士。笠松町議会議長 尾関俊治様。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。この際、笠松町議会副議長辞職許可についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会副議長辞職許可についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付させます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

追加日程 第33号議案について

○議長（尾関俊治君） 第33号議案 笠松町議会副議長辞職許可についてを議題といたします。

川島功士副議長は退席願います。

〔副議長 川島功士君退場〕

本件については、質疑、討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

川島功士前副議長の入場を許します。

〔4番 川島功士君入場・着席〕

辞職許可については可決されました。

前副議長、挨拶をお願いいたします。

○4番（川島功士君） 1年間、副議長として支えていただきまして、本当にありがとうございました。

古田議長が大変立派でしたので、私が出る幕はありませんでしたけれども、皆さんと一緒にやってこれたことを大変ありがたいと思っております。今後とも一議員として、尾関議長を支えて笠松町の発展のために尽くしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） ただいま副議長が欠けております。

お諮りいたします。この際、笠松町議会副議長選挙についてを日程に追加いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会副議長選挙についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付させます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

追加日程 第2号選挙について

○議長（尾関俊治君） 第2号選挙 笠松町議会副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙は、投票あるいは指名推選のいずれの方法により行うことといたしましょうか。

〔「投票」の声あり〕

投票によらねたいとの発言がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

投票漏れはありますか。

〔「ありません」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第73条第2項の規定により、立会人に2番 古田聖人議員、4番 川島功士議員の2名を指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、両議員の立ち会ひを願ひます。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員に符合いたしてあります。

そのうち有効投票10票。

有効投票中、田島清美議員10票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2.5票であります。よって、田島清美議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました田島清美議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（平岩敬康君）** 笠松町議会副議長当選者、氏名、田島清美、住所、羽島郡笠松町中野186番地、生年月日、昭和41年12月20日。

○**議長（尾関俊治君）** 新副議長、挨拶をお願いいたします。

○**新副議長（田島清美君）** 皆さん、御推挙いただきましてありがとうございます。

尾関議長を支え、非力ではございますが頑張らせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○**議長（尾関俊治君）** 羽島郡広域連合議会議員に2名欠員が生じた旨の通知がありました。

お諮りいたします。この際、第3号選挙 羽島郡広域連合議会議員選挙についてを日程に追加いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、第3号選挙 羽島郡広域連合議会議員選挙についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付させます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

追加日程 第3号選挙について

○**議長（尾関俊治君）** 第3号選挙 羽島郡広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。羽島郡広域連合議会議員、伏屋隆男議員、古田聖人議員。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、当選されました。

ただいま羽島郡広域連合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（平岩敬康君）** 羽島郡広域連合議会議員当選人、氏名、伏屋隆男、住所、羽島郡笠松町無動寺256番地の11、生年月日、昭和26年4月17日。氏名、古田聖人、住所、羽島郡笠松町北及1148番地の2、生年月日、昭和40年12月25日。

○**議長（尾関俊治君）** 岐阜県地方競馬組合議会議員に2名欠員が生じた旨の通知がありました。お諮りいたします。この際、第4号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員選挙についてを日程に追加いたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、第4号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員選挙についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付させます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

追加日程 第4号選挙について

○**議長（尾関俊治君）** 第4号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。岐阜県地方競馬組合議会議員、尾関俊治議員、古田聖人議員。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、当選されました。

ただいま岐阜県地方競馬組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（平岩敬康君）** 岐阜県地方競馬組合議会議員当選人、氏名、尾関俊治、住所、羽島郡笠松町桜町75番地、生年月日、昭和45年10月20日。氏名、古田聖人、住所、羽島郡笠松町北及1148番地の2、生年月日、昭和40年12月25日。

○**議長（尾関俊治君）** 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員に1名欠員が生じた旨の通知がありました。

お諮りいたします。この際、第5号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙についてを日程に追加いたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、第5号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付させます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

追加日程 第5号選挙について

○**議長（尾関俊治君）** 第5号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名

推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員、関係市町の長の推薦に基づかない者、岡田文雄議員。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、当選されました。

ただいま木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（平岩敬康君）** 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員当選者、関係市町の長の推薦に基づかない者、氏名、岡田文雄、住所、羽島郡笠松町北及1903番地、生年月日、昭和17年11月7日。

○**議長（尾関俊治君）** お諮りいたします。この際、笠松町議会常任委員会委員の選任について及び笠松町議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会常任委員会委員の選任について及び笠松町議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付させます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時03分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

追加日程 第1号選任及び追加日程 第2号選任について

○議長（尾関俊治君） 第1号選任 笠松町議会常任委員会委員の選任について及び第2号選任 笠松町議会議会運営委員会委員の選任についてを行います。

この選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において議会に諮り、指名いたします。

お諮りいたします。各常任委員会委員及び議会運営委員会委員に、それぞれ次の方を指名いたしたいと思えます。総務文教常任委員会委員、船橋義明議員、岡田文雄議員、田島清美議員、古田聖人議員、竹中光重議員。民生建設常任委員会委員、長野恒美議員、安田敏雄議員、伏屋隆男議員、川島功士議員、尾関俊治議員。議会運営委員会委員、長野恒美議員、安田敏雄議員、岡田文雄議員、古田聖人議員。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決しました。

交通対策特別委員会委員5名及び公共施設整備調査特別委員会委員5名の欠員が生じました。

お諮りいたします。この際、第3号選任 笠松町交通対策特別委員会委員の選任について及び第4号選任 笠松町公共施設整備調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、第3号選任 笠松町交通対策特別委員会委員の選任について及び第4号選任 笠松町公共施設整備調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付させます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

追加日程 第3号選任及び追加日程 第4号選任について

○議長（尾関俊治君） 第3号選任 笠松町交通対策特別委員会委員の選任について及び第4号

選任 笠松町公共施設整備調査特別委員会委員の選任についてを行います。

この選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において議会に諮り、指名いたします。

お諮りいたします。各特別委員会委員にそれぞれ次の方を指名いたしたいと思っております。交通対策特別委員会委員、船橋義明議員、伏屋隆男議員、川島功士議員、古田聖人議員、竹中光重議員。公共施設整備調査特別委員会委員、長野恒美議員、安田敏雄議員、岡田文雄議員、田島清美議員、尾関俊治議員。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの特別委員会委員に選任することに決しました。

この際、13時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午後1時30分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

この際、報告を行います。

まず、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定されました。

総務文教常任委員会委員長、古田聖人議員、副委員長、竹中光重議員。

民生建設常任委員会委員長、川島功士議員、副委員長、伏屋隆男議員。

議会運営委員会委員長、安田敏雄議員、副委員長、長野恒美議員。

交通対策特別委員会委員長、伏屋隆男議員、副委員長、川島功士議員。

公共施設整備調査特別委員会委員長、岡田文雄議員、副委員長、安田敏雄議員。

次に、国民健康保険運営協議会委員、社会教育委員、公民館運営審議会委員、体育施設運営委員会委員、政治倫理審査会委員及び都市計画審議会委員にそれぞれ次のお方を推挙することに決定いたしました。

国民健康保険運営協議会委員、長野恒美議員、田島清美議員、尾関俊治議員、古田聖人議員。

社会教育委員、尾関俊治議員。

公民館運営審議会委員、長野恒美議員。

体育施設運営委員会委員、伏屋隆男議員。

政治倫理審査会委員、伏屋隆男議員、田島清美議員。

都市計画審議会委員、伏屋隆男議員、川島功士議員、竹中光重議員。

なお、ここでそれぞれのお方の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますの

で、これより配付いたします用紙の所定欄に御記入願います。

〔用紙配付〕

○**議会事務局長（平岩敬康君）** それでは読み上げます。

国民健康保険運営協議会委員、氏名、長野恒美、住所、羽島郡笠松町長池618番地の4、生年月日、昭和18年7月16日。氏名、田島清美、住所、羽島郡笠松町中野186番地、生年月日、昭和41年12月20日。氏名、尾関俊治、住所、羽島郡笠松町桜町75番地、生年月日、昭和45年10月20日。氏名、古田聖人、住所、羽島郡笠松町北及1148番地の2、生年月日、昭和40年12月25日。

社会教育委員、氏名、尾関俊治、住所、羽島郡笠松町桜町75番地、生年月日、昭和45年10月20日。

公民館運営審議会委員、氏名、長野恒美、住所、羽島郡笠松町長池618番地の4、生年月日、昭和18年7月16日。

体育施設運営委員会委員、氏名、伏屋隆男、住所、羽島郡笠松町無動寺256番地の11、生年月日、昭和26年4月17日。

政治倫理審査会委員、氏名、伏屋隆男、住所、羽島郡笠松町無動寺256番地の11、生年月日、昭和26年4月17日。氏名、田島清美、住所、羽島郡笠松町中野186番地、生年月日、昭和41年12月20日。

都市計画審議会委員、氏名、伏屋隆男、住所、羽島郡笠松町無動寺256番地の11、生年月日、昭和26年4月17日。氏名、川島功士、住所、羽島郡笠松町田代458番地の1、生年月日、昭和35年1月18日。氏名、竹中光重、住所、羽島郡笠松町奈良町77番地の3、生年月日、昭和39年12月16日。

○**議長（尾関俊治君）** 以上、御了承願います。

先ほど議会運営委員会委員長より、次期定例会の会期等及び能率的な議会運営の方途について調査するため、会議規則第53条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題にすることに決しました。

書記をして当申出書の写しを配付いたさせます。

〔議案配付〕

追加日程 閉会中の継続調査申し出について

○**議長（尾関俊治君）** お諮りいたします。ただいま委員長からの申し出のとおり、閉会中の継

続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

閉会の宣告

○議長（尾関俊治君） これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成30年第1回笠松町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後1時40分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成30年4月2日

議 長 古 田 聖 人

新 議 長 尾 関 俊 治

副 議 長 川 島 功 士

議 員 岡 田 文 雄

議 員 田 島 清 美